(環太平洋パートナーシップ協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換

公文)

(カナダ側書簡)

(訳文)

解を確認する光栄を有します。 日  $\mathcal{O}$ 書簡 署名に関連して、 をもって啓上いたします。 林産物の貿易に関する交渉においてカナダ政府と日本国政府との間で到達した次の了 本大臣は、 環太平洋パートナーシップ協定 (以下「協定」という。) の本

会は、 ることを約束する。カナダ又は日本国は、この書簡に定める了解に関する問題を同委員会に提起することが することを約束する。 の貿易におけるセーフガードの制度の必要性について再検討すること及びその後の各暦年の恒常的な議題と カナダ及び日本国は、 協定がカナダ及び また、 日本国について効力を生ずる日の後四年を経過する日が属する暦年の 他の事項とともに、 同委員会は、 カナダ政府と日本国政府との間の次に定める了解について検討す 林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意する。 間に、 同委員 林 産 物

できるものとし、 同委員会は、 当該問題を解決するよう努める。 問題を提起されたカナダ又は 日本国 は、 他

方の国の立場に対し好意的な考慮を払う。

輸出に 条 用 可 カナダ政府は、 **(輸** 能 入及び な通 0 いての協定第二章 知 輸 及 び 出 規 自由化された林産物の貿易との関連に 0 則 制 限 並 びに州 の規: (内国民待遇及び物品 及び準州 定  $\mathcal{O}$ 適用 の法令に定める手 に関する例外に の市 場アクセス) お か ,続に従 いて、 か わ らず、 いった日・ 協定の実施に当たり、 第二・三条 輸 本 出 国に 入許可法並びに同法に 向 (内国民待遇) けら ħ 全ての , た丸, 太 種 及び第二・十 0 類の 輸出 . つ い 丸太の 7 12  $\mathcal{O}$ つ 適 7

本国 出 るカナダ に カナダ及び は、 関連する問 丸太の  $\mathcal{O}$ 現 日 行 輸 題に関する紛争は、 本国  $\mathcal{O}$ )慣行 程 出に は、 及び手続に ついて、 この 書 世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務を維持するものとし、 簡 つい  $\mathcal{O}$ 世界貿易機関 1 てそのは か なる規定 他 の影響を及ぼ ŧ の下で解決する。 全て 0 はすもの 種類  $\widehat{\mathcal{O}}$ では 丸 太 八の輸出 ないことを確認する。 に関する現行  $\mathcal{O}$ 力 措 ノナダ 置に 丸太 及び . 関  $\mathcal{O}$ 連 輸 日 す

て

 $\hat{O}$ 

申請、

を受けた場合には、

許

可

証

を発給するものとする。

協定に定める権利及び義務のカナダと日本国との間での適用に関する両政府間の了解を構成し、 本大臣は、 更に、 フランス語及び英語にお いてひとしく効力を有するこの書簡並 び に閣下の 確 その了 認  $\mathcal{O}$ 返 簡が 解が

協定のカナダ及び日本国についての効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有しま

す。

二千十六年二月四日

カナダ国際貿易大臣

クリスティア・フリーランド

日本国内閣府副大臣 髙鳥修一閣下

## (日本側書簡)

## (訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有し

ます。

## (カナダ側書簡

本官は、更に、 日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、 英語及びフランス語において

ひとしく効力を有する閣下の書簡並びにこの返簡が協定に定める権利及び義務の日本国とカナダとの間での

適用に関する両政府間の了解を構成し、その了解が協定の日本国及びカナダについての効力発生の日に効力

を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 髙鳥修一

カナダ国際貿易大臣